

広島県教育委員会告示第四号

平成二十年広島県教育委員会告示第三号（口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

令和三年七月十五日

広島県教育委員会
 教育長 平 川 理 恵

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
口頭による開示請求を行うことができ る保有個人情報の項目	開示す る内容	開示請 求がで きる期 間	開示請 求がで きる場 所	口頭による開示請 求を行うことができ る保有個人情報の項目	開示す る内容	開示請 求がで きる期 間	開示請 求がで きる場 所
広島県 立併設 型高等 学校入 学者選 抜(広 島叡智 学園高 等学校 を除く	(略)	(略)	入学者 選抜を 受検し た高等 学校	広島県 立併設 型高等 学校入 学者選 抜	(略)	(略)	広島県 立広島 高等学 校